

## 業務等質問（回答）書

提出日：令和7年11月21日

発注機関名	こども・家庭課	公告日	令和7年11月14日
業務名 業務箇所名	長野県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務		
質問内容	<p><b>【1】仕様書4 対象債権</b></p> <p>① 初回委託予定債権の件数・金額</p> <p>② ①の中で未収発生から5年以上経過している債権の件数・金額</p> <p>③ ①の中で未収発生から5年未満の債権の件数・金額</p> <p>④ ①の中で他の弁護士事務所やサービスサー等にすでに委託したことのある債権の件数・金額</p> <p><b>【2】仕様書5（1）債務者への催告及び調査</b></p> <p>臨戸訪問や住民票取得による住所調査は、弁護士判断での実施でよろしいでしょうか。</p> <p><b>【3】仕様書5（4）収納金の払込</b></p> <p>① 選定後に「翌月20日まで」を「翌月30日まで」に変更の協議は可能でしょうか。</p> <p>② 納付書は、「ひと月にまとめて1枚」か「債務者ごとに1枚」か「債務者の月ごとに1枚」かご教示ください。</p> <p><b>【4】仕様書5（5）収納状況の報告</b></p> <p>「委託収納報告書」「委託収納金計算書」は、項目が同等であれば受託者の任意様式でもよろしいでしょうか。</p> <p><b>【5】仕様書6（2）対象債権の追加</b></p> <p>来年度以降も継続して契約する場合、来年度以降の追加予定債権はどれくらいでしょうか。</p> <p><b>【6】契約書 第6条 契約保証金</b></p> <p>契約保証金は必ずお支払いする必要がございますか。受託者が過去に同規模程度の契約履行実績がある等、免除ができるケースがあればご教示ください。</p>		

回答日：令和7年11月27日

回 答	<p><b>【1】仕様書4 対象債権</b></p> <p>① 205件 73,982千円 ② 188件 70,462千円 ③ 17件 3,520千円 ④ 160件 58,982千円</p> <p><b>【2】仕様書5 (1) 債務者への催告及び調査</b> 構いません。</p> <p><b>【3】仕様書5 (4) 収納金の払込</b></p> <p>① 可能です。 ② 「ひと月にまとめて1枚」または「債務者ごとに1枚」です。</p> <p><b>【4】仕様書5 (5) 収納状況の報告</b> 構いません。</p> <p><b>【5】仕様書6 (2) 対象債権の追加</b> 一年あたり45件 15,000千円程度を見込んでいます。</p> <p><b>【6】契約書 第6条 契約保証金</b> 長野県財務規則第143条第3項により、「契約人が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたつて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき」は免除が可能です。</p>
--------	--